

令和 7 年 10 月 15 日 第 4 回伊達市公害防止対策協議会

第 3 回協議会以降のバイオマス発電所の経過について

【現状】

バイオマス発電事業者に確認したところ、9月1日にボイラーを停止し、プラントメーカーによる定期点検を実施。10月8日にボイラーを再点火させ、ボイラー設備の点検後、プラントメーカーから引き渡しを受けければ本格稼働となると伺っている。現時点では、明確な本格稼働月日は示されていない。

依然として、協定に基づいた環境測定、結果の公表、市に対する報告、及び立入検査は実施できない状況が続いているが、市では、発電所周辺における燃料飛散や排水などの異常がないか調査を継続して行っており、燃料飛散状況の改善や排水に異常がないことを確認している。

また、市では、発電所に対し、住民説明の重要性を強く求めてきており、新聞折り込みによるチラシの配布等を行う旨の返答を得ているが実施されていないため、引き続き、地域住民に対して丁寧な説明を行うように強く求めており、事業者からは、本格稼働となれば説明会を実施するとの回答を得た。

●前回協議会(7/1)から現在までの主な経過事項

令和 7 年 7 月

周辺住民から飛散燃料の回収を求める相談を受けたことから、発電所所長に連絡を取り、自宅訪問と回収を依頼した。

⇒所長より飛散燃料回収の実施と住民の方に直接対面して説明した旨の報告を受けた。

令和 7 年 8 月

発電所から 9 月、10 月の予定について報告を受けた。

【今後の対応】

(1)国が定める「バイオマス発電事業計画ガイドライン」では、長期間安定的に電力の供給を行うためには、地域住民や自治体の意見を聴き、適切なコミュニケーションを図るとともに、誠実に対応することが必要とされていることから、市では、引き続き、事業者に対して安全な操業を求めていく。

(2)引き続き、市では飛散燃料や排水などの定期的な監視を続け、異常が認められる場合は、状況を県や国へ連絡を行いながら、早急の改善を求めていく。

(3)本格稼働日が決定した場合、立入調査や環境測定実施結果の報告、公表方法の確認を行うとともに、協議会での協議日程等についても整理して、各委員の了承をいただく